

1 会議名

第1回阿賀野市障害者自立支援協議会

2 開催日時

令和元年6月25日(水) 午前9時30分～

3 開催場所

阿賀野市役所4階 403会議室

4 出席者の氏名(敬称略)

・丸田秋男、近藤浩、湯淺優、佐藤進、柳吉栄、五十嵐愛子、小池貴之、
関川敦子、山崎善哉

(欠:音田律子)

・事務局 障がい者基幹相談支援センター 山二係長、荻野主任、野村主事、圓山主事

5 議事

(1) 各部会活動計画について

(2) とぎれない支援部会より「進路指導シート」について

(3) 医療的ケア児連絡会の設置について

6 発言の内容

事務局: 次第にしたがって会議を進めさせていただきたいと思います。まずは、会長の選出に移りたいと思います。皆様の資料の最後にあります、阿賀野市障害者自立支援協議会要綱の第5条にありますとおりに、協議会に会長および副会長を委員の互選により定めるとなっておりますので、自薦他薦は問いませんがいかがいたしましょうか。ご意見等ございませんようでしたら、事務局案を示してもよろしいでしょうか。

事務局では、昨年度から引き続き他の市町村等の自立支援協議会の状況について教えていただきたいと思います。会長に M 様を選出させていただきたいと思っております。また、副会長には今年度医療的ケア児支援連絡会についての協議をさせていただきたいと思っておりますので、K 様を副会長に選出させていただきたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

拍手により承認いただきましたので、会長を M 様、副会長を K 様をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

会 長：引き続き2年の職務を誠実に執行したいと思っております。それから、県の自立支援協議会の会長を務めさせていただいている関係で、県下の各市町村の実情については多少なりとも承知しているつもりです。そのなかで、阿賀野市は自立支援協議会が機能している数少ない市町村であると認識しておりますので、副会長のお力をお借りしまして、さらに阿賀野市における障がい福祉が推進するように、精一杯努力していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

副会長：会長を助けながらやらせていただきたいと思います。障がい児ですが、私は老人ばかりを見てきていますので子供にはあまり詳しくはないですけども、精一杯努めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございます。

ただいま、会長と副会長からごあいさついただきました。それでは要綱の第6条にしたがって会長の方から会議を進めていただきたいと思いますので、議題3からよろしくお願いいたします。

議事〔1〕各部会活動計画について

会 長：委員の皆様よろしくお願いいたします。

次第に沿って議事を進めてまいります。まず（1）部会活動計画について事務局から説明をお願いいたします。

事務局：では事務局からご説明させていただきます。皆様、資料2をご覧ください。各部会の活動です。今年度は6個の部会とワーキンググループ、連絡会が活動を行っていきます。

まず相談支援部会からです。第1回目につきましては令和元年5月8日に開催いたしました。今年度の活動目標等につきましては、本人の自立を目標にケース検討から地域課題を抽出する。地域課題は、不足しているサービスや社会資源だけでなく、本人、家族、地域の力や支援者、支援内容、支援者間の連携などを含めた課題の抽出を行います。ケース検討を重ねる中で抽出された地域課題を整理し、解決することを目標にしております。

また、相談支援専門員が抱える悩みの解決や、相談支援のスキルアップのための事業所間を越えた情報共有を行うことを目標にしております。

続きまして生活支援部会です。こちらにつきましては、旧就労部会と旧住まい部

会が統合し今年度から生活支援部会として新設いたしました。こちらの活動として、1つ目は障がい者がアパートを借りるに当たっての困難さの実態調査、こちらは旧住まい部会の課題として挙がっていたものを第1回で再検討いたしました。こちらにつきましては、調査を行うにあたっての具体性がなく阿賀野市の不動産業者も加盟しており、入居支援を実施している新潟県居住支援協議会の利用の有無、状況等の把握が必要との意見があり調査について連絡調整会議で協議し、退院促進部会へ調査の必要性の再検討をしていただくこととなりました。2つ目としましては、阿賀野市版就労アセスメント、ダイレクト B と呼ばれているものになりますがこちらの見直しを行いました。こちらは旧就労部会に挙がっていた課題になります。こちらにつきましては、7月から8月に開催いたします第2回での改正を予定しております。3つ目といたしましては、就労応援セミナーの実施になります。こちらにつきましては昨年度も実施し好評であったため、今年度も部会で実施する予定にしております。ハローワーク新発田主催の就職面接会の時期に併せて開催したいと思っております。次回の全体会は7月を予定しております。

続きましてとぎれない支援部会です。こちらにつきましては、平成31年4月26日に第1回目を開催いたしました。活動目標といたしましては昨年度までに検討してきた課題につきまして検証を行います。1つ目はとぎれない支援マップがどのように活用されているか、見直しは必要ないかを検証します。2つ目は地域活動支援センターI型の設置に向けてどのように働きかけていくかを検討いたします。3つ目として早期発見支援体制が充実しているかを検証していくこととしていきます。こちらにつきましても次回の全体会は7月を予定しております。

続きまして退院促進部会です。こちらにつきましては令和元年5月7日に第1回目を開催いたしました。今年度につきましては、ケースを掘り下げ課題の明確化と整理を行うことを活動目標としております。具体的に1つ目は昨年度地域移行について検討を行ったケースにつきましてその後の経過の共有を行います。2つ目といたしましては、病院連絡会を行っている南浜病院と新津信愛病院、今年度から連絡会実施予定の松浜病院に対し阿賀野市の長期入院患者についての情報収集を行い、退院促進に繋がるケースの抽出を行います。次回の部会は7月に予定しております。

続きまして、地域生活支援拠点ワーキンググループになります。こちらにつきましては令和元年6月2日に会議を開催いたしました。ワーキンググループにつきましては短期入所や生活介護、居宅介護の事業所からも今年度新たにメンバーに加わっていただき、更なる検証を重ねることといたします。今年度の活動といたしましては相談支援専門員や市の保健師、市内の福祉事業所に対し緊急対

応したと思われるケースについてアンケート調査を行い、緊急の定義付けや必要な支援、それらを利用するためにはどのような準備が必要か検討していきます。調査は7月に実施し、8月、9月に分析を行う予定です。また、市全体での協力体制を構築するため、阿賀野市の地域生活支援拠点の理念を定めることを目標としております。次回の会議につきましては、アンケート調査の分析が終了する9月頃を予定しております。

続きまして権利擁護連絡会です。こちらにつきましては令和元年7月4日に第1回目を開催予定となっております。阿賀野市手話言語条例制定に伴う手話の普及啓発活動を実施しています。1つ目に6月27日に市内の民生委員・児童委員を対象とした手話教室を開催予定です。2つ目に8月4日に県との共催で夏休み親子の手話教室を開催予定としております。3つ目に1月から3月頃に市民対象の手話教室を今年度も開催予定です。4つ目に手話奉仕員養成講座を8月から11月にかけて35時間のカリキュラムで実施いたします。5つ目に手話の啓発のために医療機関や企業にチラシによる条例の周知を行い、講座等の要望があった際には手話教室を開催する予定でございます。また、市役所庁内の職員に対し手話でのコミュニケーションとして、あいさつ程度ですが周知を行っていく予定です。

表内の米印につきましては、注釈を下につけさせていただきました。以上で各部会の活動報告を終わります。

会 長：ありがとうございました。各部会の活動計画について説明をしていただきました。委員の方々からの質問や意見をいただきたいと思います。まずは福祉計画の進捗状況に関する質問等があれば出していただいでよろしいでしょうか。

F 委員：今どんな状況になっているかですが、概要であればお話できるかと思います。

会 長：部会の活動計画と福祉計画についての質問を併せていただければと思います。よろしく願いいたします。

今日いただいた計画からすれば地域活動支援センター I 型の設置に向けて部会で検討が行われているようですが、今後の方向性や見通しについて現状がわかれば教えてください。

事務局：とぎれない支援部会の方から報告させていただきます。昨年度の自立支援協議会で地域活動支援センター I 型の設置についてご意見をいただいております。現在既存で阿賀野市にありますどれみハウスに意見をお伺いさせていただいております。どれみハウスの方では現在の場所に移転して1、2年しか経っていない

いため、今の段階で周知を図ることを徹底していて、最初数名だった利用者から、最近では8名から10名の方に来ていただいていることです。内容の方も拡充はしてはいるとのことですが、相談となりますと、やはり職員体制の充実が図れていないとのこと。同じ敷地内にありますさくらの会作業所という就労継続支援B型の職員に精神保健福祉士等がいますので、必要なときはそちらの職員も来ていただいてお話を伺うなどの体制をしているようですが、I型となるとまだ移転したばかりなので、もう少し様子を見たいというお話をご意見としていただいております。社会福祉協議会としては自立支援協議会としてそういったご意見があるのであれば書面等で設置についての意向をいただければ書面で回答いたしますといったご意見をいただいております。

とぎれない支援部会の方でも支援センターで話がしたいとか相談できる場所が欲しいとのアンケート結果もありました。希望する相談内容は、病気や症状に対することでした。我々が把握している相談内容は、ちょっとしたことで、友達にどんなことを聞いたらいいか、などの相談が多いので相談内容をもう少し掘り下げて支援センターI型に向けてどういった相談が多いですと提示できたらよいと考えております。

会 長：ありがとうございます。いかがでしょうか。

F 委員：今ほどの説明に補足させてください。計画の方ではI型を複数施設ということで掲載させていただいているところであります。今はI型はないのですが、市で働きかけているどれみハウス、もう1つは市内の事業者の方に計画ではもう1つ設置をしたいということでアナウンスはかけているところであります。これに対応して、まだ今のところ素案にもなっておらず構想段階ではありますがそういったプランを担当者または所属長まで、組織としては煮詰まってはいるのですが構想にはあるのだというお話は伺っておりますので、ぜひ2つ目のI型についても実現できるように働きかけているところであります。

会 長：ありがとうございます。とぎれない支援の取組みに関しては、阿賀野市が先駆的に取り組んでいることかと思っておりますので、委員の皆さんいかがでしょうか。発言などありますでしょうか。

A 委員：同じくとぎれない支援部会について、私も初めてなので教えていただきたいのですが、このなかに早期発見という言葉があります。乳幼児の頃あるいは小学校の頃などの若いうちから早期発見ということだと思いますけども、今子育て支援ファイルの作成をしており、私はその委員にもなっているのですが、その辺のと

ころとの連携といった部分はどうなっていますでしょうか。お聞かせください。

事務局：資料の方の3と4になりますが、とぎれない支援部会で作成いたしました支援シート、子育て支援マップが昨年度できましたのでこういったものを子育て支援ファイルに盛り込んで、とぎれない支援部会と子育て支援ファイルが連動した形で幼少期から学童期、青年期までお子様とお母様の方で悩みがあったときは複数の支援がありますよというものを入れ込みさせていただきます。また子育て支援ファイルの方も今後どのように活用していくかというのを審議中ですので、とぎれない支援部会から出てきた意見を子育て支援ファイルにもまだまだ入れ込んで活用していただけたらと思います。

A 委員：ありがとうございました。

会 長：資料の3でとぎれない支援のための支援者シートで早期発見、乳幼児期から青年期以降まで全体像がわかる資料がついておりますので、また後ほど説明いただくこととしたいと思います。
その他いかがでしょうか。

Y 委員：権利擁護連絡会についてですが、阿賀野市がいち早く手話言語条例を制定したわけでありますけども、その後の普及啓発活動が大事であるとの席で確認されたと思います。着々とこの計画によりますと普及啓発を進めていくと感じました。ただ、いろいろな対象のなかに小中学校の児童に対しての普及啓発活動についてはどのように考えていますでしょうか。例えば今後の講師派遣であるとかも含めて案があれば聞かせていただければと思います。

F 委員：今どうなっているかとのことですが、29年の9月議会でございましたので2年になります。去年は直後でありましたので市民向けと市役所職員向けにそれぞれ2回ずつやらせていただいたと。率直なところこれだけでは進み具合が遅すぎるのではないかということで、今年度は広く職員はもちろん市の準公共的な事業者、たとえば銀行や農協、商工会、あがの市民病院などにも呼びかけ、初めての取組ですが阿賀野市を会場に手話奉仕員養成講座をこのたびやらせていただくことになりました。先ほど35時間のコースと説明させていただきましたが、まずは手話奉仕員の人材育成から始めないとだろうと。奉仕員を育成したあかつきには次のステップで、小中学校からの要請に応じて自前の手話奉仕員等を派遣できるのかなと。今現在でも手話奉仕員を派遣しております。そういった事業がございますが、その事業というのは実際に障がいをお持ちの方が社会参

加をするときに、自治会活動であったりサークル活動であったり、こういった場合に他の方とコミュニケーションが取れないということで、コミュニケーションを支援するために派遣しているのですが今後は学校ですとか事業者からの要請があれば単発の講習は行っていきたいと思っておりますし、人材が整っていけばより充実したものになって行くのではないかとということで、この度の奉仕員養成講座にどれだけの人が参加して下さるかとても期待しているところであります。今現在で 8 名ということですので、締め切りが 7 月の半ばになっておりますのでどれくらい伸びていくかというところでありますが、もしここにお集まりの委員の皆様も各職場に持ち帰っていただいて阿賀野市で 3240 円のテキスト代だけで養成講座を受けられるというのをふれていただいて、少しでも関心興味のある方から受けていただければ幸いと思っております。チラシは学校、保育園等には既に配布しておりますのでよろしく願いいたします。

会 長：他にいかがでしょうか。S 委員いかがですか。相談支援員として全体を見ていただいて、何かご意見、ご質問などありましたらご発言お願いいたします。

S 委員：では、私の方から退院促進部会につきまして少しお伺いしたいといたしますか、こちらで気づいた点についてお話させていただきたいと思えます。
今まで退院促進部会は何年か継続して阿賀野市の方で取り組みを続けていると報告を受けていますが、今回また課題の明確化と整理ということで今年度の活動目標に挙がっていますが、なかなか退院促進というのが思うように順調に進んでいないのは阿賀野市以外の市町村皆さん同じだというふうに私も周知しておりますが、南浜病院さんとか新津信愛病院さんに関しても病棟名は忘れてしまいましたが新しく退院促進に係る病棟を作って取り組んでいると聞いていますので、ぜひそういうところと連携してやっていき、また退院についての阿賀野市の課題等を明確にさせていただきたいという思いも込めてお話をさせていただきました。

会 長：事務局からコメントがありましたら、お願いいたします。

事務局：はい。昨年から 1 名の方の地域移行に向けてケース検討をさせていただいております。私自身の思っていることとしては、病院との連携が進んできたという認識が 1 つあります。やはり地域移行や退院というのは病院と地域の連携が不可欠であると非常に感じております。長期入院されている方は不安が大きくて、地域に帰る 1 歩の踏み出しがなかなかできないところを病院からの後押しと地域から手を引くところがきちんと繋がっていかないと難しいと思っております。

今年度は昨年検討した方について、グループホーム等の見学を相談員と一緒に進めていこうと思っておりますので、今年度は退院に進んでいけたらいいなど一生懸命取り組んでおります。

S 委員：なかなか精神科病院の方と話をすると高齢化している方が大変多くて退院という話になっても必ず高齢施設の方に退院することになっているのではないかと。年間を通しての退院の状況を見させていただくとそのような現状になってきていると聞いていますので、ぜひ退院促進部会の方では長期入院をなるべくさせない病院の体制とか地域の受け入れとかを、生活支援部会の居住の問題など連携して、部会同士で連携して活動した成果を見せていただきたいなと思っております。

副会長：今話しにありますように長期に入院していますと家庭に帰っても自分の居場所はないし、世話をするご両親やご家族も高齢化しているなかで生活面全般、当然医療だけでなく生きていかなければならないわけですから衣食住全てを面倒みていかなければいけなくなっていくわけです。また、生活するうえでは当然お金も必要になりますし、今度は就業を含めて広く考えていかなければならない。病気のことだけを病院と話し合っただけではすまない。生活全般をどう解決していくか、結局また施設に入ってしまったということではこの役割は果たせないということになりますので、いかに社会のなかで暮らしていけるように生活面全般を支援していくにはどうして行けばよいかをというところは大変難しい課題だと思えます。ですから病院との連絡会だけで済む話ではないので、広く関係を深く支援していくしかないのではないかと思います。

会 長：グループホームの整備に向けての進捗状況の概略をお聞かせください。関連して阿賀野市では農福連携を一生懸命取り組んでいただいているところもありますし、北陸農政局も関心を持たれているようでありますから是非お話いただければと思います。

F 委員：今ほどのことについてお知らせしたいと思います。1点目のグループホームの進捗状況についてであります。現在入所の方が22名、内8名が市内のバルというグループホームです。そして32名の方が今後入りたいという意思を示されている方がおられると、把握しております。その32名の方をどのように過ごしていただくかということですが、まずは最近目鼻が立ってきたかなという部分からお伝えしたいと思います。遊休施設がございました。市内の安田地区の物見山にあります、旧職員住宅が、用途廃止ということになり市の財産ではありますが、

教職員住宅としては使わなくなった施設がございました。これの有効活用ということで昨年から市内の事業者の皆様方に障がい者のグループホームとしてご利用されることはいかがですかと、意向を聞きながらやって参りまして管財の方とも話をさせていただきながら、6月に公募をしているところではあります。先般1つの事業者の方から応募をいただいたところがございます。締め切りが7月1日だったと思いますが、7月中に選定をさせていただきまして通知を事業者の方にお伝えしようかと思っております。ざっくりなんです、早ければ来年の7月9月の開所を、遅ければもう少し伸びるかと思っておりますがそんなことが市の算段として、また事業者の方がどう思われているかは別として市の算段としてはなるべく早い開所をお願いしたいなと思っております。部屋数として定員は10名くらいということで、そういう形で進めております。これがまず1点目でございます。

もう1点は、別の事業者様からグループホームを建設したいのだがというお話がございまして、これは24時間の拠点と併せ持つということも考えておられるようで、昨年度も確か2月のこの場でワーキンググループのご報告させていただいたかと思っておりますが、設置場所である土地の確保に難航しておりまして国の補助金申請には至らなかったのですが、今もやはり場所がありますので、場所をものすごい勢いで探しているということはお聞きしております。進捗状態としてはこのような状態です。

それと2つ目の農福連携についてですが、市内のB型作業所で農福連携を少しずつ進めております。昨年市内の大和小学校の跡地を植物工場にという話があったのですが、結論から言いますと断念いたしました。断念した大きな理由はその物件が未耐震、旧耐震のものであったこと。これを聞いたのがごく最近で今年に入ってから。私どもとしては耐震というのは内部の内方の話なので何をやっているんだというご批判はあるかと思っておりますが、耐震は済んでいると思っていたのですが実は済んでいなかったと。推進する現場といたしましては耐震が済んでいない建物に学校の建築物でありますのでこれを社会福祉施設にしようとするならば建築基準法のなかで学校建築物から児童福祉施設等への変更確認申請をしなければいけない。結構これが難しいという部分が1点、お金が掛かるといふ部分と耐震ということで、耐震については法律上は特に耐震補強をしなければいけないものではありませんと、どうぞお使いになってかまいませんよということなのですが、私どもとしては耐震補強が不安な建物に障がいのある方を常駐させていいのかという部分が非常に悩ましく思っておりました。どこが違うのかといいますと大きな地震が来てもペしゃんこになることはありません。ゆっくり倒壊するため、逃げる時間があるというのが今の耐震であるそうです。ということはペしゃんこになることを想像しますと、健常者で一般の事業者の

方にどうぞという社長さんがいらっしゃればそれはそれでいいとは思いますが、私はそういう面で不安があるのでということで断念したということでもあります。今は鋭意、農福連携を目指している事業主が場所の選定をしている段階であるとして、市内のB型作業所で農業連携の打診をいただいた事業者から受注をいただいて少しながらもパイプは保って居ると話は聞いておりますので、そのパイプを少しでも、他のB型作業所のほうにも繋げていければという話をしておりますが、今後どのような紹介ができるのかというのは事業の規模だとか発注・受注の状況を見守っているという段階でございます。

会 長：ありがとうございました。かなり具体的にお話いただいたので、委員の皆様も理解が深まったと思いますがいかがでしょうか。

副会長：精神科病院から退院促進するというのはよくわかりますが、退院していただいて例えばグループホームに入ってそこで何をしていただくのか、退院させれば部会の使命は終わるということではなくて、退院した後にどんな生活をしていただくか退院した方の希望というか何をして生活していきたいのかそういう喜びがなければ退院させたところで、退院させただけで終わってしまいますのでそれから先その人がどう生きていくのか、どういう楽しみを持っていくのか、作業所に通っても嫌がることをやらせるということでもそれはどうなんだということもありますし、病院に入院していればさまざまな作業療法など退院に向けての指導がされていると思いますが、そういったなかでも訓練メニュー等を組み合わせ退院した後もなにか延長線上で楽しみを持ってやれるようなプログラムとかそういったものを考えていく必要もあるかと思いますが、ただ個人に合わせてさまざまなことを考えていくというのは大変なことだと思いますし、難しいというのは確かなことだと思いますけども、退院した後どのように生活していただくかという視点を忘れてはならないと思います。

会 長：ありがとうございました。ただいまの指摘は退院促進部会で受け止めていただいて他の部会との連携を深めていただければと思います。よろしく願いいたします。他にありませんでしょうか。

C 委員：意見とかではないですが、私どもの健康福祉部のほうで新潟圏域という立場で阿賀野市、阿賀町、五泉市で圏域の障がい者の連絡調整会議をさせていただいております。そのなかでやはり退院促進といいますか地域移行・地域定着の視点で我々のほうでも病院との連携会議とかさせていただいておりますけどもなかなか地域移行になるケースが、皆さんの意見でもあるようになかなか進んでいな

いのは状況としてあると思います。そのなかでもグループホームの見学まで進めているということで非常に参考になるなということもありますし、先ほど話もありましたが本人の意向に沿ったその後の生活設計みたいなものも踏まえて進められればいいなと感じております。地域の就労ということで我々も課題として柱に掲げておりますが農福連携の視点を持っていなかったものですから、できれば先進的な取組として他に波及できるような、どのようなところにハードルがあってこうすればうまくいきますというところを、他の市や町の参考になるような前例を作り上げて欲しいという要望を申し上げて、私の意見とさせていただきます。

会 長：ありがとうございました。阿賀野市としては頑張っていたいただいている企業がありましたよね。前回この会でも話題になりましたが、その後の状況がわかりましたら。

F 委員：はい。市内の農業法人が食花を栽培していますが需要に生産が追いつかないというところで、今後も期待できる分野です。農園さんのほうでは障がいのある方とどのようにお付き合いしていけばいいのかノウハウが無い、障がいのサービス事業者では障がいの方へ接するノウハウはあるが農業に関するノウハウが無いのであれば、お互いリスクがあるところでもありますので連携をして農業のノウハウは農家から、経営主体は福祉ということで後は場所ということでいいところまで進んでいたのですが先ほどの報告の通り断念してしまいました。今は乾燥の部分に請け負っているということですが、もっとして欲しいけども作業所のなかではここまでしかできないという部分であるわけです。他の事業に拡大をしても波があって A 型作業所への移行を考えていますので、作業がなくなったときの影響などまだ課題もあるようですので、その辺も整理をしながら着実に少しずつではありますが、このような場を通じて先進的事例なのか、失敗も含めてお伝えしていければと思っております。

議事〔2〕とぎれない支援部会より「進路指導シート」について

会 長：よろしくお願いたします。他にありますでしょうか。ご発言がないようであれば次の議事に移りたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

ではとぎれない支援部会からとぎれない支援シートについて説明をお願いいたします。前回は修正点が沢山あり、修正していただいたかと思っておりますのでお願いいたします。

事務局：昨年度の自立支援協議会でこのとぎれない支援シートと中学卒業後のチャート図というところの修正がございましたので、とぎれない支援部会で修正し新たに作成いたしました。今回の自立支援協議会で承認されたら校長会のほうでご説明させていただいて、各学校のコーディネーターの方に活用させていただきたいと思っております。先ほど申し上げました、子育て支援ファイルの方にも一緒にファイルさせていただいて広く活用していきたいと考えております。まずはこちらのとぎれない支援のための支援者用シートは昨年度も提出させていただいた裏表のものが1枚、修正のありましたものはカラー刷りになっている中学卒業後のチャート図修正前、裏面の方に修正後になっているものがございます。こちらの方がとぎれない支援部会のほうで修正いたしましたので、ご確認いただいてこちらで大丈夫ということであれば皆様にお示ししたいと思っております。昨年度の自立支援協議会で中学卒業後のチャート図の修正後、赤字が入っている方の右側にあります特別支援学校の箇所ですが、障がい別にしたいほうがいいのではとのご意見もいただきましたが、とぎれない支援部会の方ではその方の障がいではなくて、個々の能力もありますので、障がい別にはせずにその方に応じたものとして、こちらのチャート図に修正させていただきました。また特別支援学校高等部に高卒資格あり、高卒資格なしとなっておりますが、事務局の方でも確認をしなければならない箇所となっておりますが、修正が入るかもしれませんが、今の段階で部会の方ではこの形で皆様の方に配布させていただいてかまわないということであれば皆様に協議していただきたいということでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

会長：ありがとうございます。早速ご意見を伺いたいと思います。S委員のほうから、義務教育の立場でご覧いただいておりますのでお気づきのことがあればご指摘をいただきたいと思います。

B委員：意見というわけではないが、少し気になるところが就労というところで一般雇用と障がい者雇用と2つに対比させていると思いますが、一般雇用の場合障がいや特性への配慮が受けられないと書いてありますが、合理的配慮の提供の義務がありますので、少し誤解を生じる表現かなと今思いましたのでこれを踏まえたうえでの修正が可能かどうかということが1点。今はやはり福祉サービスを経由して就労に繋がるケースが非常に多いですが福祉サービスが横に追いやられている感じがありまして、福祉サービス経由での就労が少しわかりにくいのではないかと感じました。

会 長：1点目につきましては、具体的にハローワークにご相談するのが一番いいのでしょうか。一般雇用の米印の配慮が受けられないという記載については私も少し気になりますが、誤解を与えないような合理性のある記載にするにはどこにご相談すれば妥当なのかアドバイスをいただければ。

B 委員：私も対案があればいいのですけれどすぐには思いつかないので。確かに説明するときには手帳を取得して障がい者雇用ということであれば、いろんな配慮を受けて継続して働きやすい環境になるとハローワークとしても説明するケースもあると思いますが、一般雇用した場合にはその後、障がいを受傷したときですとか発覚した場合にまったく配慮が受けられないのかということそうではないので、その辺は難しいのでわかりやすく説明するにはこちらでもいいですが、公的機関として配布するものとしてこの表現でいいのか、いい案が思い浮かばず申し訳ないです。

会 長：ただいまご指摘いただいたことを事務局として受け止めていただいて、どのような説明書きをしたほうがいいのかご検討いただけますか。確かに誤解を生じる可能性があります。

F 委員：この表現につきまして誤解を受けるかもしれませんのでハローワークさんと相談させていただきたいと思います。この表現がまったく嘘なのかというと、ハローワークさんの前ですが私どもの課では援護係ということで生活保護も担当しております。私の方に上がってくるケース記録を見ますとごく希ですが障がいがあることが事業主に知れたことで解雇されたという、本人の発言なので実際のところはわかりませんが、記録を目にしているということはあるのかななど。あるのであれば私としては障がいのある方に大丈夫、配慮されますというよりもこのような場合もあるからねという要素はやはり残しておきたいなという部分があります。この辺の表現につきましては今後相談させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

提案ですが、またこの場で協議するとなると発行が遅れてしまいますので文言について協議をしていただいてハローワークさんから了承をもらえましたら、皆様方から了承を得られたということでご承認いただければなと思います。

会 長：具体案についてはこの場では協議できませんが、事務局がハローワークさんからアドバイスいただきながらより適正な表現になるように配慮いただければと思います。後 2 点目の福祉サービスと就労の関係のほうは確かにご指摘のとおりだと思いますが、指摘に対するコメントがありましたらお願いいたします。

事務局：とぎれない支援部会のほうで事務局案として福祉サービスが端にありますのでもう少し福祉サービスと就労この 2 つの選択があるということ、もう少し図自体をわかりやすく作成しなおすことは可能だと思います。

会 長：この点について Y 委員何かご意見はありますか。就労と福祉サービスの関連性に関する見えるかについてご意見ありましたら、こちらは一方通行だけです。

Y 委員：ハローワークさんの指摘のとおり福祉サービスが見た目細長いかなと感じますが、図自体はこのような流れになるかと思います。できれば福祉サービスのところに就労移行支援、A 型、B 型などと括弧のなかにあっただほうがいいのかなと思いました。

会 長：他に何かありますか。

F 委員：今ほど端あるとの指摘ですが、確かに端にあります。この表を見ますと福祉サービスの矢印が特別支援学校と在宅と大学との矢印が福祉サービスに向いています。これを在宅と大学と特別支援学校の下部、就労と在宅の右に持ってくることで、それぞれ同じことが表現できるとご指摘をいただきました。工夫として矢印の長さを変えることによって何とか対応できる気がするのですが、もし今の修正案でよろしければこちらで承認いただければと思います。

会 長：いかがでしょうか。

A 委員：阿賀野市を前提に考えると中学卒業後のチャート図はこれでいいと思いますが、実は小学校の卒業に当たって中学校選ぶか特別支援学校の中等部を選ぶかという場合もあります。そうすると中学卒業後のチャート図になってしまうと阿賀野市の中学校を卒業してということになるのですが、この中学校卒業と並列になるのか特別支援学校中等部というのがあるとこれから子育て支援ファイルを保護者の方が見るにはお子さんの進路を考えると参考になるのではないかと思います。特に高卒資格ありというところがキーになっている部分その後の進路というところではここにも記載がありますが、駒林特別支援学校では高卒の資格はないと明記されているのでそういった選択肢といった意味では特別支援学校の中等部を入れたらいいのかなと思いました。

会 長：そうですね。大事な指摘をいただきましたので部会のなかで議論があったかも知れませんが、改めて指摘についてどのように検討できそうかコメントをください。

事務局：中学卒業後のチャート図について指摘をいただきましたが、支援者用シートをご覧ください。こちらのほうは真ん中の辺りに小学校から特別支援学校中等部と矢印が入っておりまして、支援者用のシートではこのような選択もありますと示させていただいております。

F 委員：今ほど事務局の方から話がありましたが、支援者用のほうにはこのような形で皆様方には小学校からではなくて具体的に語弊があるかも知れませんが社会に出るタイミングが中学校卒業ということで、まだ小学校を卒業してもまだ3年の義務教育がありますので社会という部分ではチャート図ということで、そちらを意識してとぎれない支援部会では作成されたらご理解いただきたいと思います。補足ですが、先ほど事務局の方からご指摘のありました高卒資格の有無ですが、私も高校卒業資格のある特別支援学校は具体的には何処でというのが知識不足で資格を取れる学校が記憶にないのですが、とぎれない支援部会で高卒資格ありという案でありますので何かしら担保があるのかということですが、そちらは今確認中ということで事務局のほうで調べますと文言が少し微妙な文言になっていました。高卒同等程度の単位取得あり。高卒同等程度の単位取得ありということは、取得はあるが資格はもらえないのであれば高卒資格なしなのかということもありまして、現在確認中です。こちらに気づいたのが実は数日前なので、高卒資格のある特別支援学校はどこかというのを確認しておりますので、こちらにつきましては次の会議でご紹介できればと思っておりますが、今のところ高卒資格があることを想定してある場合はこう、ない場合はこうというふうなチャートになっておりますので、このような形にさせていただきたいと思います。

会 長：海老ヶ瀬の特別支援学校は大学進学しておりますし、盲・聾も高等部から大学進学しておりますので、そういう意味では確実に高卒資格の取れる特別支援学校というのはあるというのが事実ではあると思います。

A 委員：すみません。私も詳しいことは存じ上げておりません。

Y 委員：特別支援学校高等部という名称についてですが、現在新潟県では概ね特別支援学校という名称を使っておりますが、盲学校と聾学校は名称そのまま利用しております。ただし、聾学校のなかには知的障がい、発達障がいのコースもあります。

し、特別支援学校のなかにも病弱、肢体不自由を主たる障がいとして教育しているところもあります。全てが養護学校時代の名称がなくなったことが1点。それから、大学進学が可能であり、実際に進学しているというのが海老ヶ瀬にあります県立東新潟特別支援学校で元の肢体不自由養護学校になります。こちらはコースを設けてあって、近隣の大学に進学しているケースもあります。それから、もちろん盲学校・聾学校はカリキュラムが一般高校と同じ対応で教員も派遣されて来ているとのことでこちらも大学進学しております。

会 長：いずれにしても事実確認をしていただいてということですね。

F 委員：今の現実に大学進学しているということは学校教育法のなかで明記された大学であれば、高校卒業資格がなければ入学資格はないわけですので、進学されているということは担保取れているのではないかと思います。高卒資格のあり、なしという表現で間違いないと、今のお話で確定になったのかなと思います。混乱させてしまい申し訳ありませんでした。

会 長：他にお気づきの方がいましたらお願いいたします。

S 委員：今ほど話がありましたように中学卒業後のチャート図について引っかかるのが通常学級と特別支援学級しかないのですが、ここにやはり特別支援学校中等部が必要なのではないかと思うのですが支援学級と普通学級しかないので、聾学校と盲学校は先ほどの話の通り特別支援学校のなかでも別のくくりになるので盲学校と聾学校から進学という流れもあるとなると、特別支援学校というところの学校に行くというのがありますよね。普通学級に行く支援学級に行くか特別支援学校に行くか。もう1つ必要なのではないかと。どうでしょうか。

会 長：特別支援学校の中等部から単位制の高等学校に進路をとられる方はありえるのでしょうか。ありえるのであればチャート図のなかに特別支援学校中等部を入れるかの議論はできるかと思います。

A 委員：先ほどと同じ内容の繰り返しになりますが、中学卒業後のチャート図ということであれば併記する形で、特別支援学校中等部卒業からの流れがあったほうがいいのではないのでしょうか。

F 委員：ここが中学校卒業、特別支援学校中等部卒業という表現でよろしいのでしょうか。

会 長：大事なところをご指摘いただきありがとうございます。他にご指摘がありますでしょうか。今日は大筋でご了解いただいて、ご意見が出たところにつきましては事務局から確認をして訂正してもらおうということで了解をもらいたいと思っています。ぜひ私どもで気づいていない点などありましたら委員の方からご指摘いただきたいと思います。よろしいでしょうか。ではチャート図に関しましては大筋でご了解いただきました。各委員からご指摘があった意見につきましては、事務局のほうで処理をしていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

議事〔3〕医療的ケア児連絡会の設置について

会 長：それでは議題 3 に移ります。医療的ケア児連絡会の設置について事務局から説明をお願いします。

事務局：では資料 5-1 から 5-5 までについてご説明をさせていただきたいと思います。医療的ケア児支援連絡会の自立支援協議会内設置と委員推薦依頼についてということで、自立支援協議会の場で審議していただきたいと思伺いということで出させていただいております。これまで単独で運営してきました医療的ケア児支援連絡会を自立支援協議会関係組織として再編成の上運営することとして自立支援協議会に提案していいか伺います。また委員の推薦につきましては組織再編とは別に別紙により関係機関に依頼してよろしいか伺います。

再編理由です。障がい児成長とともに医療的ケア児支援のあり方の検討が必要になることを踏まえ必要な支援がとぎれなく提供できるように対応するため。

推薦依頼先。別紙資料 5-5 です。最後のページの裏面になります。委員参集者参照となっております、こちらは第 1 期阿賀野市障がい児福祉計画によるものに基づきまして参集者をこのように案を出させていただいております。

医療的ケア児支援連絡会は国が基本指針として平成 30 年度末に設置を設定しているもので、当市では平成 30 年度に設置いたしました。

引き続きまして資料 5-2 をご覧ください。こちらの医療的ケア児支援のための連絡会設置についてということで昨年度から設置させていただきまして 1 回協議をさせていただいておりますので、そちらの概要を説明させていただきたいと思います。

医療的ケア児支援連絡会において医療的ケア児の支援について平成 30 年度に協議をさせていただきました。関係者参集のもと在宅医療的ケア児の情報共有を

させていただきました。阿賀野市内 6 名の医療的ケア児を確認しております。基本情報といたしまして年齢、性別、家族状況、疾患名、医療的ケアの状況、サービス利用状況等をこの 6 名について情報共有をいたしまして、支援に係っている関係者からの情報を共有いたしました。ケースから把握できました課題の整理といたしまして裏面をご覧いただきながらこちらから心配される課題などについて協議いたしました。

まず家族が抱え込むことが多いとわかりました。疾患も 1 つではなくさまざまな疾患を合併している方がおり、また医療機器を設置したまま在宅でお過ごしだということで非常に家族が大変だということで、家族が抱え込んで悩んでいらっしゃるところで家族ケアの必要性があがりました。

次に医療的ケアがあると就園時に困難が生じることがあるということで、やはり医療的ケアが複雑になっておりますと就園前に就園先を希望してもなかなか対応できないとの回答があった方もいらっしゃいます。

3 番目に短期入所ということで主に面倒をみていらっしゃるお母様などのレスパイト先が阿賀野市内ではなかなか受け入れ先が無いという問題もあります。

4 番目にお母様の負担が大きい家庭が多いとのことで家族内の協力もなかなか難しいということで、最近核家族化が進んでいますのでどうしてもお母様もお父様も核家族でありながら 2 人とも働きながら面倒を見るところでは非常にお母様の負担が大きいということを感じております。

後は学校で人工呼吸器の管理ができなくて通学することができないお子さんもいらっしゃいました。後は医療的ケア児の移動、ケアが大変。災害時の避難計画がある方とない方がいるということで、こちらは医療圏域が新発田圏域になりますので新発田保健所のほうが人工呼吸器を設置している方につきましては災害時避難計画を作成しておりますが、人工呼吸器を設置していない方につきましては医療圏域での災害時避難計画は作成していないと把握しております。

これらを緊急度の高い低い、取り組みやすいもの、取組みにくいものということで整理を行いまして緊急度の高い順に申し上げますと就園時の困難、災害時の計画の有無、家族の負担などで、取組やすいものとなれば移動とケアがあがりました。こうしたものを協議いたしまして今年度の活動予定になりますが、昨年度 3 月の会議で把握され課題について優先順位付けを行いましたので優先度が高いと確認された課題につきましては今後どの様に取り組んでいくかという協議が必要になってきます。第 1 回の会議は 7 月に予定をしております。

協議の場の位置づけについてですが、さまざまな課題が見えてきたなかで単独で医療的ケア児支援の連絡会で検討し、解決というのは大変難しいと思いますので、阿賀野市障害者自立支援協議会の中に新たに医療的ケア児支援連絡会として設置をさせていただきたいと感じ、検討していただきたいと思っております。

資料 5-4 のほうに自立支援協議会の体制図の案ということで右側のほうに横並びで連絡会の設置ということで案を載せさせていただきましたので、皆様の方からご意見をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

会 長：では早速ご意見などはありますでしょうか。

副会長：当然障がいを持った子供たちですので、この会で議論することが適当だと思いますので連絡会設置はよろしいかと思ひます。構成メンバーも本当を言えば主治医に係るのは無理かなと思ひますが医療機関である訪問看護ステーションでどの程度把握していることが重要ですけども、訪問看護ステーションは当然主治医の指示で動いているわけですから現実的にはこれでいいのかなと思ひます。

会 長：ではご意見をいただければと思ひます。設置に関してはどなたも異議はないかと思ひますが、そのなかで委員の参集範囲についても伺うことになっていますので 委員の皆様からご指摘をいただければと思ひます。

適切な質問ではないかもしれませんが、通常の小中学校において医療的ケアを必要とする生徒がいた場合に何処がどのように対応していくかという、そのことがわからないものですからアドバイスいただければと思ひます。

A 委員：私の知る例ではやはり教育委員会と連携をとって医療的ケアが必要なお子さんが通常の小学校等に入学する場合には、例えば介助員という形で看護師の介助員を配置して常に看護しながら通常の授業を受けるといふような場合があります。私も前任が村上市でしたので阿賀野市の事情はわかりませんが村上市では看護師を介助員として配置されるということになっています。

会 長：具体的な事例をお持ちですか。医療的ケアをめぐって学校に合理的配慮をお願いしたいということで、合理的配慮の義務が課せられていることはわかっているけども、求められていることに現実には対応しにくい事柄なので、どうすればいいのだろうという相談が寄せられたことがあるので現場で抱えている事例などありますでしょうか。

S 委員：今保育園に通っている事例でどうしても公立の保育園であっても合理的配慮で介助員として看護師を配置しますというが、なかなか行政が詰めても看護師が配置できないということでギリギリ保育園に入れるか入れないかというところで3月ギリギリにならないければ入園が許可されていないという事例で、そのご家族も地元の小学校に入りたいということで事前早めに教育委員会のほうに申し

出て看護師の配置、また車椅子であれば学校の構造的な問題等もありますのでなかなか相談員としても、行政の係の方に関しても取り組む方向性が大きすぎるといいますか、皆さんもご存知の通り教育委員会に係っていかなければならない事になりますのでごく課題としては大きいかなと思います。

会 長：このように話題を振りましたのは教育委員会との連絡調整がかなり大きなテーマになってくると思っています。参集メンバーに教育委員会が入っていないのは、教育委員会との連絡調整が必要になってくれば事務局が庁内で調整をするという考えで入っていないのかなと認識しましたので、何かコメントがありましたらお願いいたします。

事務局：今の段階では、6名のなかで検討いたしましたので今後というところでは必要になってくると思います。

F 委員：対象のお子さんが教育委員会の対象ではないが、今後そのお子さんが成長していくなかでその時点で組み込むというのも、というのは教育委員会のほうも対象になれば関心が大変あるわけですが、これが年長さんとかになってくればまた違うかと思いますがその辺で委員の皆様から連絡会のなかに入ったほうがよいというご意見であれば当然反映していかなければいけないと思います。その辺はいかがでしょうか。

A 委員：今回想定しているお子さんというのが6名の医療的ケア児というのが保育園のお子さんまたは乳幼児のお子さんということでよろしいでしょうか。

事務局：乳幼児の方がいらっしゃるのと、保育園にもまだ入られていないお子さん。すでに特別支援学校に入られているお子さんと市内の小学校に入られているお子さんがいらっしゃいます。

A 委員：今後どちらの小学校または特別支援学校を選択するかというようなお家の方と相談されながら選択されると思いますが、教育委員会としてもやはり把握をしてどの子がそういった相談をされるのかということ把握するのと、予算的な部分も出てくるかと思うのである程度情報として教育委員会のなかでも共有していたほうがいいのではないかと私個人的には思います。そのためメンバーに入っている問題ない、問題ないといったら変ですが居てもいいのかなと感じています。

F 委員：教育委員会事務局である学校教育課長と相談、打診をして了承していただければメンバーに追加したいと思います

Y 委員：就学指導委員会というのは、あなたはこの学校が相応しいなどという割と権限が強かった時代のお話でありますのでその頃からは変わっているかと思っておりますので、義務教育課で特別支援学級の設置について係っていたときの話をさせていただきたいと思っております。

教育委員会がこういう子があがってくる、町としてはエレベーターもつける、保護者も授業中の支援を行うということがありました。エレベーターをつけるのに 700～1000 万くらいかかるが町で負担するので、県では特別支援学級をその子のためにぜひ作っていただきたいという話がありました。結局特別支援学級を作るということは専属の教員をあてるということになりますので、限られたなかでどうするかということで考えなければならないことではありますが、市町村教育委員会の熱意があり、教育委員会と福祉が連携をして特別支援学級を作ったと教育長から聞いております。当時の県のスタンスとしてはその子に相応しい学校、学級を考えてみたらどうですかと。つまりは養護学校である医療的ケア支援が整っていて安心して通えるところという意味ですが、やはり地元で自分の希望する学校、学級に通学したいということが当たり前になって来ているというのがありますので、教育委員会と福祉の連携という部分で大切になってきているのではないかと思います。

会 長：教育委員会が入ることについては、学校教育課長と相談していただくことについて賛成をいただいたということによろしいでしょうか。

他にご意見ありますでしょうか。ないようでしたら自立支援協議会のなかに連絡会を設置し、委員の推薦については資料の 5-5 を基本としながら今日ご意見をいただいた教育委員会の参加については庁内で相談していただくことをご了解いただけますでしょうか。ありがとうございました。

それでは本日予定されていた議事につきましては全て終了したと思っておりますので、その他について事務局で用意していましたらお願いいたします。

事務局：先ほどもお知らせさせていただきましたが、お手元の資料にあります色紙のチラシになります。手話の条例制定に伴いまして今年度手話奉仕員養成講座を開催いたします。広く市民や庁内、関係機関等にも配布させていただいておりますがお帰りになられた際には皆様にご周知していただければと思っております。以上です。

会 長：では進行を事務局にお返しいたします。

事務局：会長、副会長、委員の皆様、本日はありがとうございました。自立支援協議会第1回目で皆様からいただいたさまざまな意見を参考にこれからも各部会にご意見いただきましたものをまた戻して協議していきたいと思います。

次回の第2回自立支援協議会につきましては今年度の1月か2月を予定しております。またそこで各部会の進捗状況等を皆様に報告させていただきながら今回の会議でご意見いただきましたところを審議して皆様にご報告できればと思いますのでよろしくお願いいたします。

F 委員：最後にお知らせさせていただきたいことがございます。市内の小学校8つございますが今まで1校だけ特別支援学級がありませんでしたが、今年度全ての学校に特別支援学級が設置されましたので、情緒学級と知的学級のあるなしはありますが特別支援学級が全ての学校に設置されたことをご紹介します。

事務局：これをもちまして第1回阿賀野市障害者自立支援協議会を閉会させていただきたいと思います。本日はありがとうございました。